

# 【参考】健全化判断比率等の対象について

		具体的な会計名及び団体名	<地方公共団体財政健全化法>				参考：旧制度
平内町	一般会計	○ 平内町一般会計	   		※公営企業会計ごとに算定		
	特別会計	一般会計等 ○ 平内町国民健康保険特別会計 ○ 平内町介護保険特別会計 ○ 平内町後期高齢者医療特別会計					
	うち公営企業会計	公営事業会計 <b>【法適用】</b> ○ 平内町水道事業会計 ○ 平内町国民健康保険平内中央病院事業会計 ○ 平内町下水道事業会計 <b>【法非適用】</b> ○ 平内町特殊索道事業特別会計					
一部事務組合・広域連合		<ul style="list-style-type: none"> <li>青森地域広域事務組合</li> <li>青森県市町村総合事務組合</li> <li>青森県市町村職員退職手当組合</li> <li>青森県後期高齢者医療広域連合</li> <li>青森県交通災害共済組合</li> </ul>	※一般会計等を主とした指標から、他の公営事業会計や関係一組、三セク等を含めた <b>包括的な指標を用いる</b> ことで、その地方公共団体の <b>全体的な財政状況を把握</b> できる				
地方公社・第三セクター等		・該当なし					